

【維持管理の業務分担】

仕様書、関係法令、学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づくほか、建築保全業務共通仕様書の最新版の点検項目を事業者の判断で参考にして、建物・設備等の日常・定期点検、法定点検、保守等を行う。

事業者と運営事業者の業務分担は下表のとおりとする。

項目	維持管理業務内容	業務分担	
		事業者	運営事業者
建物（調理場内）	日常清掃・日常点検		●
	定期点検・法定点検	●	
	消耗品等の軽微な修繕	※1	※1
	機器故障時の修繕・更新	●	
建物（調理場以外）	日常清掃・日常点検		●
	定期点検・法定点検	●	
	消耗品等の軽微な修繕		●
	設備等故障時の修繕・更新	●	
建物外部（外構・構内通路等）	日常清掃・日常点検		●
	定期点検・法定点検	●	
	機器故障時の修繕・更新	●	
調理機器	日常清掃・日常点検		●
	定期点検・法定点検	●	
	消耗品等の軽微な修繕	※1	※1
	機器故障時の修繕・更新	●	
調理備品（まな板・包丁等）及び食器食缶・コンテナ等	日常清掃・日常点検		●
	定期点検	●	
	消耗品等の軽微な修繕	※1	※1
	機器故障時の修繕・更新	※1	※1
配送車両	日常清掃・日常点検		●
	定期点検・法定点検	●	
	消耗品等の軽微な修繕	●	
	車両故障時の修繕・更新	●	
建物設備（電灯等）	日常清掃・日常点検		●
	定期点検・法定点検	●	
	消耗品等の軽微な修繕		●
	設備故障時の修繕・更新	●	

項目	維持管理業務内容	業務分担	
		事業者	運営事業者
建物備品（事務机等）及び消耗品	日常清掃・日常点検		●
	消耗品等の軽微な修繕		●
災害備蓄倉庫（設置する場合）	定期点検	※ 2	
	日常清掃・日常点検		※ 2
	消耗品等の軽微な修繕		※ 2
	機器故障時の修繕・更新	※ 2	

※ 1 消耗品等の軽微な修繕及び機器故障時の修繕・更新については、対象となる設備・備品及び修繕等の必要な状況により、事業者と運営事業者が協議により対応を決定する。

※ 2 災害備蓄倉庫を設ける場合は、その維持管理も事業者が実施することとするが、備蓄品の調達・管理・更新の方法は、市との協議のうえ決定する。

この他、事業者は、事業期間内における給食センターの機能を維持するため、必要に応じ建物・設備等の修繕を行うこと。その際、給食センターの運営に支障を来さないよう計画的に実施するほか、緊急に修繕・更新等が必要となった場合は、速やかに実施し、仕様書上支障のない状態に回復する。

事業期間中に発生する修繕は、市・運営事業者の帰責事由、不可抗力を除き、すべて事業者の事業範囲とする。